送付先設定(変更)届書(新規・変更・抹消)

香美市長 様 年 月 日

<送付先の変更を希望する文書>

(事業所名)

提出者氏名

電話番号

※市役所からの郵便物全ての送付先を変更されたい場合は、住所地の変更又は郵便局での転送手続き(一部対応不可)をお願いします

※川仅所が500郵便初主(の医性元を変更されたい場合は、住所地の変更又は野皮向(の転医士統さ(前対心不明)をお願いします。											
※対象者の住所が変更となった後も、引き続き送付先を指定されたい場合は、改めて本届出の提出が必要なことがあります。											
●税 関 係 □固定資産税 □固定資産税(納税通知書のみ) □住民税関係 □軽自動車税関係											
●国民健康保険関係(世帯主のみ設定可) □全て □資格関係 □税関係											
●後期高齢者医療関係 □全て □資格 □賦課 □収納 □給付 □医療費通知											
●介 護 保 険 関 係 □全て □資格·認定関係 □保険料関係 □給付関係											
●社会福祉関係 □障害福祉サービ、ス □児童(扶養)手当 □災害時避難行動要支援者関係 □給付金関係											
●水道関係 □水道料金及び下水道使用料											
上記に指定する関係書類について、次の送付先に送付されるよう届け出ます。											
上記に指定する関係音類に グバミ、次の区内元に区内されるより油り山より。 <送付先設定情報>											
دا کا ۱											
対	\$	りがな									
対象者(被保険者等)	氏	名		生年月日							
	,	П									
	住	□土佐	佐山田町								
	所	□香北□	北町 □物部町								
	方										
	書										
	ふり	りがな									
送付先情報		, ,, ,,		対象者と							
	氏	名		の続柄							
	住	=									
		ı									
	所										
	方			電話番号							
	書										
理	$\Box J$	\院 □]入所 □後見制度利用開始 □郵便物管理[困難							
由											
<申請者> □対象者 □送付先の者 □そのほか(下記に住所等を記入してください。)											
申請者住所											
中明有江 <i>四</i>											
申請者氏名				対象者との							
電話番号				続柄							
く提出	者>	□申	請者 □対象者 □送付先の者 □そのほか	」(下記に住)							
提出者住所											

対象者との 続柄

					委 任 状						
代理人	住	所									
	氏	名									
	生年月	日									
私は、	上記の	者を付	 大理人と定び		うる うへの送付先設						
		<u>:</u>	年 月	B							
1=	主所										
署	署 名										
*	《病気等/	こより)対象者の署	名が困難な場合	合は記名、押印	ください。					
<必要	な添付書	書類 確	『認欄>								
1 申	請者が対	才象者	の後見人()	戏年後見人、保	R佐人、補助人)である場合又は送付先を後見人とする場合					
□登記事項証明書の写し □(申請者と提出者が別)提出者の本人確認書類											
2 対象者が後見制度の利用者であるが、送付先を後見人以外の者とする場合(次の3つのいずれか)											
(1)	□対象者	針から	,申請者への)委任状 □(申	申請者(代理人))と提出者が別)提出者の本人確認書類					
(2)	□登記事	項証	E明書の写し	□送付先の	者の本人確認	書類					
	□(申請:	者と	提出者が別り)提出者の本人	確認書類						
(3)	□対象者	首及ひ	ぶ送付先の者	か本人確認書	類 □(申請者	fと提出者が別)提出者の本人確認書類					
3 ~	の他の場	易合	(次の2つの)どちらか)							
(1)	□対象者	から	,申請者への)委任状 □(申	申請者(代理人))と提出者が別)提出者の本人確認書類					
(2)	(2)□対象者、送付先の者、申請者全ての本人確認書類										
	□(申請者と提出者が別)提出者の本人確認書類										
○補足											
• 対	・対象者に限り、発送から6か月以内の公的な機関からの郵便物を本人確認書類として取扱う。										
・対象者に身寄り等がない場合は、香美市地域包括支援センター職員、対象者担当のケアマネージャ											
	、相談支	え 援専	門員及び香	养美市社会福祉	協議会職員を	代理人として取扱うことも可能とする。					
						□市民税班 □固定資産税班					
受	付日				受領部署	□保険班 □社会長寿班 □社会福祉班					
						□上下水道局					
備	声 考										
入	力日				入力者						